

国不建推第 19 号
国不専建第 27 号
令和 4 年 8 月 1 日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

今後、労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要です。

また、建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、発注者と元請負人の間の契約の適正化につき、適切な対応をお願いいたします。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）第 31 条（請負代金額の変更）及び第 30 条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第 22 条（受注者の請求による工期の延長））を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。